第２次三重県男女共同参画基本計画の体系　〔平成23(2011)年度～平成32(2020)年度〕

（目標）	（基本施策）		（施策の方向）	（H24当初における現状と課題）	（H24事業実施概要）
男女共同参画社会の実現	Ⅰ　政策・方針決定過程への男女共同参画の推進		1　県の審議会等委員への女性登用 2　県における女性職員等の登用 3　市町への働きかけ 4　事業者等への働きかけ 5　地域における男女共同参画への取組支援 6　ポジティブ・アクションの普及と女性の社会参画への支援	政策・方針決定過程への女性の参画は進みつつあるものの、水準は依然として低く、未だ十分とはいえない状況です。また、市町においては基本計画等を策定する市町が増えるなど、進展がみられますが、取組に差があり、さらに女性の政策・方針決定過程への参画を働きかけていくことが必要です。	現状と課題をふまえて、P7～18の事業を実施しまし
	Ⅱ　男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進		1　男女共同参画について県民の理解を深めるための広報・啓発の充実 2　学校等における男女共同参画教育の推進 3　生涯を通じた学習機会の充実 4　事業者等に対する広報・啓発の充実 5　メディアへの対応 6　国際的な動きへの対応と活動支援	平成21年度に実施した「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」によると、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識について、４割を超える人が肯定的に考えているなど根強く残っており、未だ男女共同参画意識が十分に浸透していない状況です。男女共同参画センター「フレンテみえ」等を通じて一層の効果的な啓発活動を展開するとともに、特に男性や若年層への啓発を行うことが必要です。	現状と課題をふまえて、P19～26の事業を実施しまし
	Ⅲ　働く場における男女共同参画の推進	Ⅲ－Ⅰ　雇用等の分野における男女共同参画の推進	1　雇用の場における男女共同参画意識の普及 2　男女の均等な機会と待遇の確保の推進 3　男女共同参画の視点に立った能力開発および能力発揮に対する支援 4　雇用環境の整備や再就職への支援 5　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及と働き方の見直しの促進	平成23年度に実施した「三重県内事業所賃金等実態調査」によると、「女性の能力発揮促進のため、積極的な取組を行っている企業等」の割合は２割余りにとどまるなど、職場における男女共同参画は進んでいません。女性の能力を活用するためには、関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランスの推進による長時間労働の是正や、男女ともに多様な就労形態を選択できる仕組みなどの環境整備について企業等に対し働きかけるほか、離職した女性の再就職を支援していくことが必要です。	現状と課題をふまえて、P27～36の事業を実施しまし
		Ⅲ－Ⅱ　農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進	1　方針決定の場への男女共同参画の推進 2　経営能力や技術の向上支援 3　家族的経営における働きの評価と就業環境の整備 4　起業家等に対する支援	農林水産業や商工業等の自営業においては、固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、男女共同参画の進展は未だ不十分です。また、女性農業委員や農村・漁村女性アドバイザーは十分な担い手の確保が難しい等の課題があります。農林水産業や商工業等において、男女がともに能力を発揮し、経営に主体的に関わっていく取組をより一層進めていくことが必要です。	現状と課題をふまえて、P37～41の事業を実施しまし
	Ⅳ　家庭・地域における男女共同参画の推進		1　家庭、地域、職場におけるバランスのとれた生活への支援 2　多様なニーズに対応した子育て支援 3　介護を支援する環境の整備 4　地域活動における男女共同参画の促進	平成21年度に実施した「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」によると、依然として、育児や介護等の多くを女性が担っています。子育てや介護については、多様化する家族の形態や個々のライフスタイルの変化等に伴うニーズに的確に対応し、地域や社会全体で支えていく意識の醸成と仕組みづくりが必要です。 また、東日本大震災における災害対応の教訓をふまえ、防災分野をはじめとするさまざまな地域活動が、男女共同参画のもと進められることが必要です。	現状と課題をふまえて、P42～48の事業を実施しまし
	Ⅴ　心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組	Ⅴ－Ⅰ　生涯を通じた男女の健康と生活の支援	1　生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援 2　性と生殖に関する健康支援の充実 3　自立のための生活支援	健康づくりのための必要なサービス等が受けられる環境整備を進めるとともに、乳がん等、性差に応じた的確な医療を受けられるよう情報提供などを行う必要があります。 また、高齢世帯やひとり親世帯の増加、非正規雇用者の増加等の中で、介護や貧困等さまざまな生活上の困難を抱えた世帯が増えていることから、実態に応じた的確な支援が必要です。	現状と課題をふまえて、P49～53の事業を実施し
		Ⅴ－Ⅱ　男女共同参画を阻害する暴力等への取組	1　関係機関の連携による支援体制等の整備 2　ドメスティック・バイオレンス対策の推進 3　セクシュアル・ハラスメント対策の推進 4　性犯罪、売買春、ストーカー対策等の推進	平成21年度に実施した「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」によると、ＤＶ被害者の約半数がどこ（だれ）にも相談していない状況です。引き続き、意識啓発や相談支援体制の周知などを図ることが必要です。 また、働く場をはじめとしてセクシャル・ハラスメントの防止に取り組むとともに、性犯罪、ストーカー等の防止についても、さらに取組を進める必要があります。	現状と課題をふまえて、P54～61の事業を実施しまし
	計画の推進		1　県の推進体制の充実と率先実行 2　男女共同参画に関する実施計画の策定および施策評価の実施 3　男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集と提供 4　男女共同参画に関する相談・苦情への対応 5　市町との協働 6　県民、ＮＰＯ、各種団体、事業者、教育・研究機関等との連携 7　男女共同参画センター「フレンテみえ」の機能の充実 8　社会参画への支援の推進	男女共同参画社会の実現のためには、健康、福祉、教育、文化、雇用、産業、地域づくり、防災、環境、観光など社会のあらゆる分野から総合的な取組が求められます。このため、県の施策・方針の決定や実施にあたっては、男女共同参画の視点を反映させるよう努めるとともに、男女共同参画社会の実現に向け、関係部局の連携による取組を推進していく必要があります。 また、県が率先して女性人材の育成や働きやすい職場環境の整備などに取り組むことが必要です。	現状と課題をふまえて、P62～74の事業を実施しまし